

令和８年度第１回長久手市障がい者自立支援協議会本会議 議事録要旨

開催日時	令和８年７月１５日（水） 午前１０時００分から正午まで
開催場所	長久手市役所西庁舎３階 研修室
出席者氏名 （敬称略）	委員 涌田 裕一 委員 氏益 香菜 委員 梶 美生 委員 林 悦子 委員 榎本 博文 委員 山田 高司 委員 山田 潤子 委員 山口 恭美 委員 宮地 律子 委員 鈴木 聖美 委員 見田 喜久夫 委員 楠元 文男 委員 住田 敦子 委員 高柳 瑞穂 委員 村手 江美 委員 與語 美津代 尾張東部圏域地域アドバイザー 竹田 晴幸 （事務局） 福祉部長、次長（福祉担当） 福祉課長、課長補佐、障がい福祉係長、同係主任、同係主事 福祉政策課長、福祉相談係長 健康推進課健康推進係長 子ども部子ども家庭課長、療育支援係長
欠席者氏名 （敬称略）	なし
審議の概要	１ あいさつ ２ 議題 （１）会長の選任について （２）ながふく障がい者プラン（2021－2026）の評価について （３）令和７年度の事業報告について （４）令和８年度の事業計画（案）について

	(5) 令和7年度児童発達支援センター「こぐまっこ」 実績報告について (6) 次期ながふく障がい者プランについて 3 その他
公開・非公開 の別	公開
傍聴者の人数	0人

1 あいさつ

2 議題

(1) 会長の選任について

○事務局

長久手市障がい者自立支援協議会設置要綱第5条に基づき、会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

○委員

高柳委員を推薦する。

(異議なし)

会長は高柳委員とする。

○会長

副会長に宮地委員を指名する。

副会長は宮地委員とする。

(2) ながふく障がい者プラン(2021-2026)の評価について

(3) 令和7年度の事業報告について

○事務局

(資料1及び資料2に基づき報告)

○地域アドバイザー

相談支援体制について、愛知県において望まないセルフプラン0を目指すという方針がある。長久手市は相談員が増え、基幹相談支援センターを中心とした体制整備が進んでいることから、セルフプラン率は県内でも低い、他自治体で30%程度のところもある。

就労選択支援のアセスメント方法にバラツキがあり、今後、県内で統一化が進められていく。

○委員

アクトでは、現在38人の長久手市民の方を支援しており、精神障がいの方の相談が多い。新規求職者は3人である。

長久手市は、顔の見えるつながりを大事にした取組を進めている点が評価できる。人手が十分でない中で、福祉サービスにつながらない人を発掘する個別訪問調査は意義ある取組である。

就労の取組で示されている「二次障害」とはどのような状況か。また、就労コーディネート事業において、「働く」体験を積み上げる中で、最初の段階で仕事について嫌な経験をしないよう支援することが重要と考えるが、コーディネーターどのような人が担っているのか。

○事務局

二次障害について、就職や仕事がうまくいかなかったことで、うつ病や適応障害に近い状態になることを想定している。

○事務局

就労コーディネート事業については、発達障がい等の中高生を対象とし、社会福祉協議会が担っている。就労の専門家ではないが、放課後等デイサービスと協働し、「働く」ことを体験を通して学ぶ機会として実施している。

○委員

早期から体験を積み上げ、「働く」ことを意識付けしていくことが大事であり、アクトとして協力していきたい。

○委員

長久手市障がい者自立支援協議会では、非常に素晴らしい取組がされている。人口規模の多い自治体ではないが、多様なニーズに対応できる福祉資源やサー

ビスを用意しようという意欲が感じられると思う。

○委員

意思決定支援の推進を第一の目標に掲げている自治体もあるが、どう評価するのは難しく、具体的になっていない。高齢・障がい分野ともに意思決定支援が重要視され施策全般の根幹である。次期計画でも基本的な考え方として組み入れていただきたい。

シニア世代の活躍は社会課題となっている。65歳になると介護保険が優先となるが、希望に応じて就労機会が確保されるようにしていただきたい。

就労につまづき、不安を抱えた人でも、再度就労にチャレンジができたり、「働く」ことを捉えなおす機会があるとよい。

○委員

障がいのある人は、緊急時等に誰にどう助けてもらえるか、不安を感じている。現在の取組を広く発信して多くの人に知ってもらえるとよい。

○委員

家族が本人を支援しており、家族が知識を持っていないと相談窓口にもたどりつけない。子どもが小さいうちから、専門家から学べる機会や勉強会があるとよい。

○委員

現状を踏まえた対応だけではなく、将来の親亡きあとを見据えた視点も必要である。

就職後も、親に気を使っているのか、本人が無理をしている場合がある。就労後のフォローも重要である。

○会長

親亡きあとへの対応などにも取り組んでいただいていると思うが、今日の報告や議題はあくまでも「重点項目」であり、資料に記載されているもの以外の事業も市としてきちんと取り組んでいることを市民にもっと発信したほうが、より安心していただけるのではないかな。

「ながふく障がい者プラン(2021－2026)の評価」について承認

「令和7年度の事業報告」について承認

(4) 令和8年度の事業計画（案）について

○事務局

（資料3に基づき報告）

○委員

地域生活支援拠点に登録している。保護者は緊急時等を十分に想定できていないことが多い。事業所として日中活動のアセスメントはしているが、夜間のことについては把握が十分にできておらず、事業所職員への情報提供も不十分である。将来を見据えて子どものころから保護者や事業所が本人に関わっていくことが重要と考える。

○委員

医療的ケア児者の困りごとは、ライフラインが止まった時に通常の生活が送れないことである。重症心身障がい者、強度行動障害のある人は、一般的に福祉サービス利用の困難さを日常から感じており、さらに、災害時等、生活に変化があると避難行動が難しい。家族支援のプロジェクトにあたっては、日常生活の難しさを軸に、対象を広く捉えていただきたい。

○委員

家族自体が疲弊していたり、情報過多により混乱していたりする。支援者にも家族のことを知ってもらう機会があるとよい。

○委員

個別支援など、マンパワーが必要な取組がある。愛知県に登録しているピアサポーターの活用も検討いただきたい。

○委員

保護者は、日々の介護に追われていて、市の取組に関する情報を得ることが難しい。必要な情報がすぐに届く仕組みがあるとよい。福祉人材の確保は、生活に直結する問題である。障がい福祉関係者交流会には、事業所と行政だけでなく、障がい児の親も参加し、大学生等に接点がもてるといい。休日の余暇の過ごし方も課題であり、地域との接点を増やしていきたい。

○会長

愛知県立大学で事業所の方に講義に来ていただき、目の色が変わる学生も

いる。福祉職へ進路を変える学生もいた。

○委員

きょうだい児支援、関わり方も重要である。

「令和8年度の事業計画（案）」について承認

(5) 令和7年度児童発達支援センター「こぐまっこ」実績報告について

○事務局

(資料4に基づき報告)

○委員

令和8年度から、指定管理者として長久手市社会福祉協議会が、児童発達支援センターの運営を担っている。直近は、39人、1歳から5歳が利用しており、1日あたり16人程度が利用している。職員数は26人である。

運営に関する主な変更点は4つある。

一つ目、療育部と相談部というように組織を分けて運営を開始した。児童発達支援センターには地域の障がい児支援の中核を担う役割があり、その中核機能を主に担っていく部門として相談部門を設けた。

二つ目、従来、年齢に関わらず医療的ケア児や歩行が不安定な子どものクラスとして「そよ風」があったが、「そよ風」のクラスを廃止し、歩行が不安定な子ども等も年齢別クラスに所属して、保育士の支援を受けながら過ごせる体制とした。「そよ風」クラスがあった場所は、現在、訓練室として活用している。

三つ目、以前は役割を兼務している職員もいたが、職員それぞれの役割を最大限発揮できるよう、看護師は看護師としての役割、保育士は保育士としての役割というようにして、職員の兼務を廃止した。

四つ目、送迎が理由で利用ができない状況を解消するため、送迎用の車両を1台増やした。

現在、保育園・幼稚園の降園後の時間帯にも療育の機会が確保できるよう準備を進めている。

(5) 次期ながふく障がい者プランについて

(資料5に基づき報告)

3 その他

○委員

精神疾患を有する人が全国でおよそ600万人、20人に1人である。生涯有病率が23%であり、一生涯で4～5人に1人は精神障がいを経験するというデータもあることから、メンタルヘルスの課題は身近なものである。保健所において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを圏域の取組として関係者に参画いただき、会議を実施している。今後、障がいとは認定されていないが様々な課題を抱える人について、保健と福祉がいかに連携し支援ができるか考えていきたい。

○会長

これで議事は終了する。

○事務局

次回は令和8年8月17日に開催する。第3回の協議会は、10月から11月上旬に開催予定。

(閉会)